

平成 24 年度第 1 回政策評価委員会における政策評価書の記述内容に関する主な意見と対処方針

施策名	発言委員	発言要旨	対処方針(評価書の修正内容)
1.地球温暖化対策の推進	井村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の東日本大震災以来、様々な問題が生じており、わが国のエネルギー政策や環境・経済政策に影響を及ぼしている。このことが評価書の中でどのように扱われるかという点が気になる。 ・ 例えば「目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制」(P.3)においては、震災があったのかなかったのか、記述からは伺えない。CDM や排出権取引などのように、震災前から検討されてきたものは何事もなくそのまま続いているような印象である。温暖化政策への影響については、簡単に結論はつけられないが、どのような影響を及ぼしたのか記述できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、「目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」の目標期間終了時点の総括の欄において、東日本大震災と東電福島第一原発事故を受けて白紙から見直すこととされたエネルギー政策と表裏一体で 2013 年以降の温暖化対策を検討する趣旨の記述に修正した
	河野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化について、震災があったためにエネルギー政策や環境政策に影響を与えているはずである。しかし評価書ではそのようなことは何えずに淡々と書いてあるが、どこかに影響について書く必要があるのではないか。 	
	須藤委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価書を読んで、実際の話があまり出てこない。例えばエネルギー政策に関連して、節電などによって現場がすべて停止してしまい非常に苦労したということなどは、地球温暖化対策に影響を及ぼした。このような価値観の変更・変貌などがあまり記述されていない。 	
	大塚委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」(P.2)に「温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%」とあるが、条件付きの表現でなく書いてしまってよいか。 ・ 目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進」(P.7)における「クレジット取得量」は、日本政府が購入したものだけで、自主行動計画において鉄鋼・電力業界による取得分は入っていないことを記載した方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、前提条件を記述した ・ ご指摘を踏まえ、記載のクレジット取得量が京都議定書目標達成計画に基づき政府が取得する量である旨の注記を追加した

施策名	発言委員	発言要旨	対処方針(評価書の修正内容)
4.廃棄物・リサイクル対策の推進	大塚委員	<ul style="list-style-type: none"> 「目標 4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)」(P.23)における「災害廃棄物の処理・処分割合」が目標 25 年度までに 100%に対して現在 8.1%のようであるが、もう少し急ぐ必要があるなど、書き方を工夫してはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、「災害廃棄物の処理・処分を加速させていく必要がある。」と記載内容を修正した。
	須藤委員長	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物について、マスコミは対処が遅れていると報道しているが、自分は遅れていないと考えている。26 年 3 月までにすべて完了すればいいことになっているが、目標を立てて予算の配分をし、検討を市町村にまかせて当該市町村から報告を受けたことなど、あっさり書きすぎている。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、平成 23 年度に実施した施策について、具体的に記述した。
7.環境保健対策の推進	河野委員	<ul style="list-style-type: none"> 公害に関連する「施策 7. 環境保健対策の推進」(P.33～39)では、目標値がないにもかかわらず、成果としては進捗があったという記述がされている。どのように測ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害対策については、補償や認定、予防措置を行っているため、具体的な数値として目標を設定することが困難。ご指摘を踏まえ、「成果があった」との記載内容を、公害健康被害者への補償などの「業務を確実に実施した」と修正した。
10.放射性物質による環境の汚染への対処	須藤委員長	<ul style="list-style-type: none"> 放射能の特措法について、目標を立てにくいかもしれないが、進捗と対応および将来の展望については 23 年度の方はこのように考えた旨の記述はできたのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、平成 23 年度に実施した施策について、具体的に記述した。
	大塚委員	<ul style="list-style-type: none"> 除染に関して、目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等」(P.43)については、書きにくいと思うが、「測定指標」の 3～5 については目標の期限が決まっているので、もう少しスピードを上げなければならないのではないかと。非常に大変なことはわかっているが、書くとしたらそのような問題がある 	<ul style="list-style-type: none"> 除染については、特措法が 1 月から全面的に施行になったため、数値目標として書ける内容が限られている。ご指摘を踏まえ、目標期間終了時点の総括に、「関係自治体のご理解・ご協力を頂きつつ、仮置場の確保等諸課題に着実に取り組みながら」と追記した。